

令和 6 年（第 10 回）
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和 6 年 10 月 24 日（木）午後 1 時 30 分

と ころ 新館 9 階 192 会議室

議案第 96 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第 97 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 98 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 99 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 100 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 101 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 102 号	許可（受理）の取消等について報告のこと			
議案第 103 号	非農地証明願承認のこと			
議案第 104 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第 105 号	農用地利用集積計画の決定について			
月次総会次回以降の開催予定	11 月 25 日（月） 新館 10 階大会議室	現地調査 11 月 19 日（火） （午前・西地区） （午後・東地区）	12 月 19 日（木） 新館 9 階 191 会議室	現地調査 12 月 13 日（金） （午前・東地区） （午後・西地区）

令和6年 第10回 月次総会審議参考資料

令和6年10月24日

加古川市農業委員会

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第96号 第1番	議案第96号 第2番	議案第96号 第3番	議案第96号 第4番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	-	有	有	-
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.0km	0.02km	0.5km	0.4km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	稲作	稲作	畑作
	農業従事者	本人	本人、父、母、弟	本人、妻、子	本人
	農業用倉庫	無	有	有	有
	農機具	所有	所有、リース	所有	所有
	営農全体計画	畑作:339㎡ 自家消費	稲作:4608㎡ 自家消費	稲作:14958㎡ 自家消費	畑作:559㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法：農地法

※令：農地法施行令

■ 4 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第98号 第1番	議案第98号 第2番	
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3種農地 (住宅が連たん)	2種農地 (市街地から80m 農地集団規模 4.1ha)	
① 農地区分による許可基準 法4-6①②	原則許可	ほかに代替地なし	
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③	有 (残高証明書 添付)	- (造成済み)	
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③	該当なし	有 (抵当権者同意)	
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法4-6③・則47①	有 (事業計画により)	- (造成済み)	
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法4-6③・則47②	該当なし	該当なし	
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法4-6③・則47③	該当なし	該当なし	
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法4-6③・則47④	適正 (事業計画により)	適正 (造成済み)	
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法4-6③・則47⑤	該当なし	該当なし	
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法4-6⑤・則47の2、47の3	該当なし	該当なし	
3 その他特記すべきこと	始末書添付	始末書添付	

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第99号 第1番	議案第99号 第2番	議案第99号 第3番	議案第99号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2種農地 (市街地から 120m/農地集団 規模6.1ha)	3種農地 (大学から350m/幼稚園から500m/上下水道 接道に敷設)	2種農地 (市街地から 50m/農地集団 規模0.3ha)	2種農地 (市街地から 50m/農地集団 規模0.3ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし	原則許可	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (融資証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	有 (都市計画法)	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと				

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第99号 第5番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から 210m/農地集団 規模0.9ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし
3 その他特記すべきこと	

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主な要件	議案第103号 第1番	議案第103号 第2番	議案第103号 第3番	議案第103号 第4番	議案第103号 第5番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	有	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主な要件	議案第103号 第6番	
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類		/
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	
2 土地の位置図	有	
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

7

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	10番	11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	19番	20番	21番	22番	23番	24番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	○	○	○	○	○	○
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○

6
第3項